

セゾンカード《セルクル》特約

第1条(カード名称)

このカードは、株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が発行するものでセゾンカード《セルクル》(以下「本カード」という)と称します。

第2条(カードの発行)

当社が提携する会社または団体(以下「提携先」という)の役員、社員もしくは加入者及びその配偶者の方が、本特約とセゾンカード規約を承認し本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。但し、配偶者のみの申込みはできないものとします。

第3条(会員資格の喪失等)

セゾンカード規約第24条(会員資格の喪失等)に次の事項を追加します。

- (1)⑪提携先の役員、社員又は加入者である会員が提携先を退職又は脱退されたとき。

第4条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

第5条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。